

「令和8年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン特別企画商品造成業務」  
受託候補者特定に係る実施要領

## 1 趣旨

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）第3条の規定に基づき、「令和8年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン特別企画商品造成業務」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続き等について、神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会会計処理規程、実施要綱に定めのあるものの他、この実施要領に定める。

## 2 実施の公表

実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

## 3 提案書の内容

提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 業務実施スケジュール
- (3) 業務実績
- (4) 業務実施方針
- (5) 業務に対する具体的な提案
- (6) 追加提案（任意）
- (7) その他必要な事項

## 4 公募型プロポーザル方式適用事由

当該業務委託は、提案事業者の実績を踏まえ、神奈川・横浜の観光コンテンツに関する専門的な知識や同種または類似業務に係る専門的なノウハウなどを総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式により業者の特定を行う。

## 5 公募条件

本プロポーザルに提案できる者は、神奈川県入札参加資格者名簿、横浜市一般競争入札有資格者名簿、公益財団法人横浜市観光協会賛助会員名簿、いずれかに登録ある者とする。

## 6 提案者が多数見込まれる場合の措置

実施要綱第10条に基づき提案者が多数おり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした

事業者についてのみヒアリングを行い、評価を行うことができる

## 7 評価委員会

(1) 構成（実施要綱第4条第1項及び第2項に基づき以下の者をもって構成する）

委員長 神奈川県文化スポーツ観光局観光課 観光プロモーション担当課長

委員 横浜市にぎわいスポーツ文化局観光 MICE 振興課 担当課長

公益社団法人神奈川県観光協会 事業推進部長

公益財団法人横浜市観光協会 Yokohama Discovery Group 課長

※委員長及び委員は、変更となる場合がある。

(2) 審議事項

評価委員会は、実施要綱第4条第4項に基づき以下の事項の審議を行う。

ア 提案書の評価

イ ヒアリング及びその評価

ウ その他必要と認めるもの

(3) 当該案件のプロポーザルの評価にあたっては、提案者に以下の日時・場所でヒアリングを行うものとする。

実施日時 令和8年7月1日（水）午後1時～午後5時（予定）

実施場所 神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター4階

(4) 提案書の内容及びヒアリング結果を基に行った評価を、神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会業者選定委員会に報告し、当該業務委託に最も適した者を特定する。

(5) 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

## 8 資格確認

参加意向申出書の提出があった事業者の提案資格については、実施要綱第5条に基づき、提案資格を有する者であるか否かを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書により通知する。

## 9 提案の依頼について

依頼において、原則として提案書作成要領及び業務説明資料に明示する。

また、提出書類の形式及び提出期限は、下記のとおりとする。

(1) 提出書類の形式

提案書等については、紙媒体及び電子データ（PDF）での提出とする。

(2) 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時まで（必着）

（紙媒体は郵送又は持参、電子データ（PDF）は電子メールにより提出）

## 10 評価基準

評価委員会は、実施要綱第4条第4項に基づき、提案書評価基準・評価表により評価を行う。

## 附則

この要領は、令和8年5月28日から施行する。